

緊急事態宣言の発出に伴う対応について

国から新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発令され、福岡県の通達により、当公園においても緊急事態措置を下記のとおりとることとなりました。

記

1. 期間 5月12日(水)～5月31日(月)
2. 利用中止となる施設
 - ・ 体育館
 - ・ 多目的広場
 - ・ 球技場(人工芝)
 - ・ テニスコート
 - ・ スケートボード場
 - ・ ドッグラン
 - ・ バーベキュー広場

以上

ご不明な点等ございましたら、筑後広域公園管理事務所
(TEL 0942-53-4600)までお問い合わせください。

筑後広域公園管理事務所